

中小企業再投資促進奨励金のご案内

市内で事業を営む中小企業者の設備投資を支援します！

対象となる事業

◎平成 28 年 4 月 1 日以降に実施する下記の事業が対象となります。

- (1) 事業所の新設または増設
- (2) 償却資産の取得(※)



※償却資産の取得については、下記の条件を満たす必要があります。

業 種	1 年間に取得する償却資産総額
製造業・物流業・建設業	2,000 万円以上 (1 品の価格が 100 万円以上のものが対象)
卸売業・小売業およびサービス業	200 万円以上 (1 品の価格が 30 万円以上のものが対象)

交付対象者

◎製造業・物流業・建設業・卸売業・小売業及びサービス業のいずれかに属する**中小企業者(※)**であること。

◎市内で**5年以上**事業を営んでいること。

※**中小企業者**とは、下の表の「資本金の額または出資の総額」または「常時使用する従業員の数」のどちらかを満たす会社または個人のことをいいます。

業 種	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業・物流業・建設業	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下

奨励金の額

事業内容	奨励金の額
事業所の新設または増設	新・増設に伴い取得した 土地、家屋 にかかる 固定資産税・都市計画税 に相当する額を 3年間 交付。
償却資産の取得	取得した 償却資産 にかかる 固定資産税 に相当する額を 1年間 交付。

※どちらも限度額はありませぬ。

手続きの流れは裏面をご覧ください

手続きの流れ

○各種申請書類は、[江南市のホームページ](#)>
「[くらしの情報](#)」からダウンロードできます。

【認定申請書】の提出

○実施する事業の内容が決まった日から、**事業完了日の翌年の1月末までの間に提出**して下さい。

**認定申請書の提出は
事業完了後でもOKです！**

【添付書類】

- ・法人登記事項証明書又は住民票の写し
- ・事業所の配置図
- ・償却資産リスト など

○市で申請内容を審査のうえ認定の可否を決定し、結果を通知します。

事業の実施

○対象となる事業(事業所の新設または増設、償却資産の取得)を実施してください。

※「事業所の新設または増設」についての留意点
…進捗に応じて下記の書類を提出してください。

工事着手時…工事着手届
工事完了時…工事完了届
操業開始時…操業開始届



※事業完了日が平成29年1月2日以降となった場合は、奨励金の交付は平成30年度となります。

【交付申請書】の提出

○交付対象となる土地、家屋、償却資産にかかる固定資産税と都市計画税を完納後、**60日以内**に提出して下さい。

【添付書類】

- ・交付対象となる固定資産税及び都市計画税を証明する書類

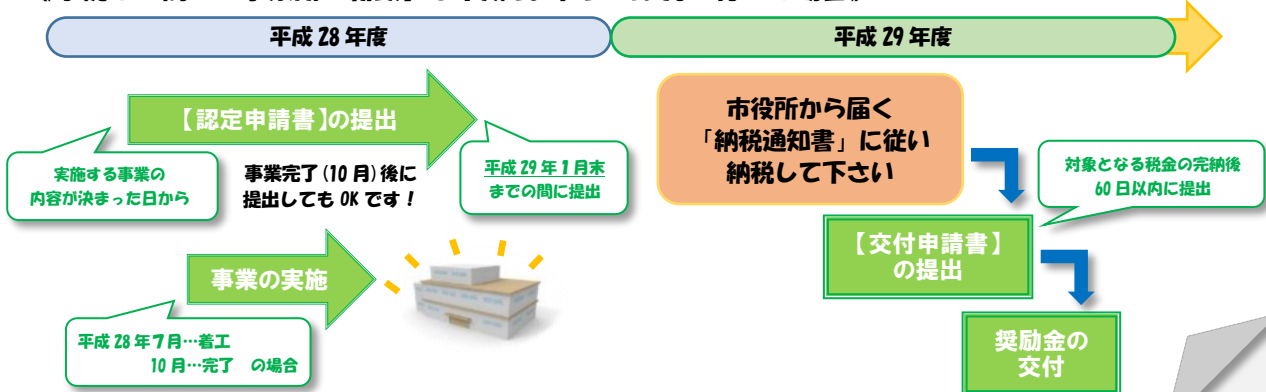
○市で申請内容を審査し、交付を決定しましたら【交付決定通知書】により通知します。

奨励金の交付

○【交付決定通知書】を受け取りましたら、【請求書】を提出してください。

○指定された口座に奨励金を振り込みます。

《手続きの例：「事業所の新設」を平成28年7～10月に行った場合》



江南市 商工観光課 企業立地推進グループ

TEL:0587-54-1111(内線 337) FAX:0587-56-5516

ホームページ <http://www.city.konan.lg.jp>